

答申第132号
平成15年6月17日

千葉県代表監査委員 蕨 悦雄 様

千葉県情報公開審査会
委員長 古幡 浩

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成9年11月18日付け監査第140号の4による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年5月16日付けで異議申立人から提起された「監査委員事務局の平成7年度当初予算及び補正予算要求書」の公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県代表監査委員は、本件非公開決定を取り消し、異議申立ての対象となった公文書を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）が平成9年3月18日付け監査第136号で行った「平成7年度当初予算及び補正予算要求書」（以下「本件文書」という。）の非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

公費の支出に関する予算要求書及び予算補正要求書の内容は、納税者である県民に公開したとしても、県の事務事業に著しい支障が生ずるとは思えない。

まして、既に決算済みの、過去の年度のものである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、平成7年度当初の歳出予算及び2月補正の歳出予算の要求に当たり、実施機関が予算担当部局と協議するため、需用費・食糧費等の予算科目の節・細節区分ごとの要求額を取りまとめたものである。

(2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第7号該当性について

ア 本件文書に記録された情報は、平成7年度予算として議決される前のもので、県の事務事業に関する意思形成過程において、県の機関相互間における協議に関し作成したものである。

イ また、平成7年度予算の議決により意思形成は終了するものの、最終的な意思形成が終了していない段階の情報であって、これを公開した場合、行政情報として未成熟な情報が明らかにされることとなり、その結果、県民に対して無用の誤解や混乱を与えたり、予算編成における要求段階の予算担当部局との自由な意見の表明や折衝などが妨げられるなどして、当該部局との信頼関係を損ない、将来の予算要求に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれがある。

ウ 以上により、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第7号に該当すると判断し、非公開としたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書に記録されている情報は、次のとおりである。

ア 7年度歳出予算要求書

予算の性質名、節・細節名及びそれごとの予算要求額及び前年度予算額

イ 歳出予算補正要求書（2月補正）

予算の性質名、節・細節名及びそれごとの予算額、支出額、補正見込額及び補正見込額の財源

(2) 旧条例第11条第7号該当性について

実施機関は、前記3(2)のとおり主張するので、以下検討する。

ア 本号前段該当性について

本件文書は、実施機関が平成7年度歳出予算及び歳出予算（2月補正）の要求に当たり、予算担当部局と協議するための資料として調製したもので、記録された情報は、県の事務事業に関する意思形成過程のものと認められ、本号前段に該当する。

イ 本号後段該当性について

(ア) 本件文書は、表題部に歳出予算要求書又は歳出予算補正要求書と明示したうえで、予算の性質名、節・細節名の予算科目の名称に加え、予算要求額、前年度予算額等の数字を列挙しているに過ぎないこと、また、異議申立人の主張にもあるとおり、公文書公開請求の時点においては、当該予算は、既に執行され決算も終了していることから、本件文書に記録された情報が、仮に意思形成過程における未成熟な情報であったとしても、これを公開することにより、県民に対して無用の誤解や混乱を与えるものとはいえない。

(イ) また、本件文書に記録されている情報は前記(1)のとおりであり、予算担当部局との折衝の経緯等がわかる情報が記録されているわけでもなく、これをもって予算編成における要求段階の予算担当部局との自由な意見の表明や折衝などが妨げられるなどして、当該部局との信頼関係を損ない、将来の予算要求に係る意思形成に著しい支障が生ずるとは認められない。

以上により、実施機関の主張に理由はなく、本号後段には該当しないものと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした本件文書については、旧条例第11条第7号に該当せず公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 11. 19	諮問書の受理
10. 8. 21	実施機関の理由説明書の受理
15. 4. 25	審議
15. 5. 23	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大友道明	弁護士	
滝上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば 代表	

(五十音順：平成15年 5月23日現在)